

## 紀の国わかやま国体橋本市売店設置運営要項

### 1 趣 旨

この要項は、「紀の国わかやま国体橋本市観光・接伴基本計画」に基づき、紀の国わかやま国体（以下「国体」という。）及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における売店設置運営（以下「売店」という。）について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場に設置する。ただし、紀の国わかやま国体橋本市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### 4 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始 1 時間前から競技終了 30 分後までとする。ただし、市実行委員会は、業務の実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

### 5 出店数と出店位置及び規模

出店数と出店位置は、市実行委員会が決定する。面積は原則として 1 ブースあたり、約 20 m<sup>2</sup>（2 間×3 間のテント 1 張）以内とする。ただし、1 店舗で 2 ブース以上希望がある場合は、出店状況等を勘案し市実行委員会においてこれを調整することができるものとする。

### 6 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

#### (1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は紀の国わかやま国体マスコット「きいちゃん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本体育協会又は紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会の使用承認を得ているもの。

#### (2) スポーツ用品

#### (3) 郷土物産品

和歌山の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

なお、農産物、農産加工品、地酒、菓子などの土産品については、この中に含むものとする。

(4) 飲食物（アルコールを除く）

①製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下、営業許可施設という）において製造・加工されたもので、かつ容器包装等により、衛生的な措置が講じられ、法令等の規定に基づく表示がなされているものであること。

②現場調理品

売店において調理する食品は、あらかじめ営業許可施設においてカット等の下処理されたものを提供直前に加熱処理するものであること。

(5) 宅配便

(6) その他市実行委員会が認めたもの。

## 7 出店基準

売店の出店者は、各競技開催期間中を通して出店し、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 橋本商工会議所又は高野口町商工会の会員であること。
- (2) 橋本市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続している者
- (3) 過去の国体において出店実績がある者
- (4) 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物、宅配便に係る関係団体等
- (5) その他市実行委員会が認めた者

## 8 出店条件

売店の出店者は、次の条件をいずれも満たした者とする。

- (1) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (2) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (3) その他関係法令等に適合していること。

## 9 飲食物出店者条件

販売品目のうち、食品衛生関係法令により保健所の営業許可を必要とする出店者は、各自の責任において保健所の許可を受けなければならない。また、出店者として許可されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを市実行委員会へ提出しなければならない。

保健所での手続きが必要な飲食物販売の出店者については、次の条件も満たす者とする。

- (1) 過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- (2) 食品衛生関係法令の基準に従い、陳列保管又は冷蔵設備があり、容器包装等により汚染防止の措置を講ずること。

## 10 出店許可申請

- (1) 出店の許可制

出店を希望する者は、市実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書【第1号様式】に関係書類（【第2号様式】から【第4号様式】まで）、その他市実行委員会が必要とする書類を添えて、提出するものとする。

(2) 許可の取消し

市実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において出店者は、市実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- ① 本要項及び関係法令に違反したとき。
- ② 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、市実行委員会が売店の運営管理において不相当と認められたとき。

## 11 運営設備等

売店出店に伴う設備等は次のとおりとし、市実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に依じて、市実行委員会はこれを変更できるものとする。

- 1店舗あたり1ブース
- (1) 約20㎡（2間×3間のテント1張）
  - (2) 長机 6台
  - (3) 椅子 4脚

なお、市実行委員会準備品以外に必要な備品等は、出店者で準備すること。

## 12 出店者の選定

- (1) 市実行委員会は、提出された書類に基づいて審査を行うとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、出店品目のバランス等を考慮し、適当であると認めた者について選定する。
- (2) 出店申請者数が、当該会場の売店設置予定数を越えたときは、売店等の取扱品目に係る業種別協議会・連合会・協同組合・社会福祉施設又は社会福祉法人等を優先し、これによりがたい時は抽選により選定する。
- (3) 出店者選定の際、市実行委員会は提出された関係書類をもって、関係官庁に調査・照会するものとする。
- (4) 市実行委員会は、前3号に基づいて出店者の選定を行い、適当であると認めたものに売店出店許可証【第6号様式】を当該出店者に交付するものとする。

## 13 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は売店の設置及び撤去等に要する経費相当分として市実行委員会が定める出店料を負担する。ただし、テントを設置しない場合等、市実行委員会が特に認めた者はこの限りではない。

① 出店料

競技会場ごとの開催期間をとおして、1日あたり1ブース約20㎡（2間×3間のテント1張）、市内出店者は3,000円、市外出店者は5,000円とする。

② 出店料の免除

以下に該当する者は、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書【様式第7号】を提出し、その承認を受けなければならない。

ア 行政機関等

イ 県内の福祉施設

ウ その他市実行委員会が特に認めた者

(3) 出店を許可された者は、市実行委員会が指定する期日までに指定する口座に出店料を振込むこととする。（振込み手数料は、出店者が負担する。）

なお、出店者は、出店許可を受けた後、出店者自身の事情で出店を取りやめた場合は、市実行委員会に対し出店料の返還を求めることはできないものとする。

(4) 既に納付された出店料は、還付しない。ただし、市実行委員会が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

#### 14 売店監督員

(1) 市実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、各競技会場に売店監督員を置くものとする。

(2) 売店監督員は、現場を巡回して売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

#### 15 売店責任者

(1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。また、売店責任者に変更があったときは、直ちに市実行委員会に報告しなければならない。

(2) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

(3) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

#### 16 販売実績の報告

出店者は、売店における金銭の出納にかかる全ての責任を負うこととし、販売実績について市実行委員会に報告するものとする。

#### 17 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡又は転貸し、もしくは管理運営を委託すること。

- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場において指定された場所以外で飲食物の調理・加工等すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、市実行委員会が土産品と認めたものはこの限りではない。
- (6) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行なうこと。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (9) 火気及び会場や施設の付帯設備（電源等）を使用すること。ただし、市実行委員会が特に認めたものはこの限りではない。
- (10) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

## 18 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、市実行委員会が別途交付する許可証を掲示すること。
- (6) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、市実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (7) 服飾は、清潔で従業員であることが確認できる衣服を着用すること。
- (8) 従業員は、市実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、好感を与えるよう親切・丁寧な対応を心がけること。
- (10) 調理等に必要な電気・ガス・水については、各自で用意すること。
- (11) 市実行委員会が認めた火気を使用する売店にあつては、消火器等の設置による防災対策を講ずること。
- (12) 飲食物の販売にあつては、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を分別回収する方法をとること。
- (13) 弁当類を販売する売店にあつては、保冷库等による保冷措置を講ずること。
- (14) 食品衛生関係法令を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず危険回避のために撤去命令を出した場合はその指示に従うこと。
- (16) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、市実行委員会及び売店監督員の指示に従う

こと。

## 19 管理運営

売店における販売品及び売店備品等の管理は、出店者の責任とし、火災・盗難その他不可抗力による災害に対しても市実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

## 20 事故等発生時の対応

売店において、事件・事故等が発生したとき、又は不審者もしくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに売店監督員に報告するとともに、その指示に従うものとする。

## 21 原状回復

この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、市実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求するものとする。

## 22 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

## 23 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初に予想していた収益が得られなかった場合でも、その損害の補填や補償を市実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など市実行委員会が予測できない理由により出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を市実行委員会に請求することはできない。

## 24 その他

この要項に定めるもののほか、売店設置運営に必要な事項は別に定める。